

公益社団法人

香川県教育会定款

法人成立	昭和45年5月14日
名称変更	
移行により設立	平成24年4月1日

公益社団法人 香川県教育会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人香川県教育会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新しい時代にふさわしい教育の目的・理念の高揚に努め、香川県教育の充実とその振興をはかる事業を推進し、もって県民の教育・文化・福祉の向上に努め、平和で民主的な国家・社会の形成に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、香川県内各郡市等教育会等本法人の目的に賛同する各教育関係団体と連携を図って、次に掲げる公益目的事業を行う。

- (1) 教育や文化の振興に関する事業
- (2) 教育や文化の振興に寄与する活動等への支援・助成事業
- (3) 教育や文化の振興に功績のある個人・団体の顕彰事業
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、香川県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 教育活動の円滑な推進に寄与する調査・出版事業
- (2) 本会運営に貢献した会員等の顕彰

2 前項の事業は、前条の公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないよう行うものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第7条 この法人は次の会員で構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

2 正会員は、代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」とする。）に掲げる権利を当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法246条第3項、法人法250条第3項及び法人法256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を、会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 この法人の会員は、総会（「一般社団・財団法人法」上の「社員総会」のこと。以下同じ。）において別に定める会費を納めるものとする。

(退会)

第10条 会員が退会するときは、理事会で別に定める退会届を、会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合は、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なくして、会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員)

第14条 この法人の社員は、正会員の中から概ね50名に対し1名の割合で選出される代議員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。

- 2 代議員は、正会員の中から、各郡市等教育会ごとに選出し、端数が25名を超える場合は1名を加える。
- 3 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 4 代議員の選出方法についての規則は理事会で決め、各郡市等教育会の代議員選出委員会が主管する選挙で割り当てられた代議員を選出する。
- 5 理事または理事会は、代議員を選出することはできない。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、全ての代議員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 役員報酬等の額の決定またはその規則
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

第18条 総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日の2週間前までに、代議員に対して必要な事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

- 2 代理権行使を行える代理人は、代議員としての資格をもつ者とする。

(決議)

第21条 総会の議決は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段において、議長は代議員として決議に加わることはできない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面決議)

第22条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、または他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した副会長並びに常務理事は、前項の議事録に署名する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上25名以内

- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事会において、理事のうちから、1名を会長、2名を副会長とし、常務理事若干名を選任する。

- 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、会員の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 補欠の理事及び監事各1名を総会の決議によって選任することができる。

- 3 会長・副会長並びに常務理事は、理事会において選任する。

- 4 監事はこの法人の理事または使用人を兼ねることはできない。

- 5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 6 理事及び監事に異動があった場合は、2週間以内に登記し、登記事項証明書等をそえ、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、会長の職務を代行する。

- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 5 会長、副会長並びに常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。また、監事は一般社団・財団法人法上の所定の職務を行う。

(任期)

第28条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任

された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利及び義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

(役員の実任免除)

第30条 理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員は、その職務を行うために要する費用の支払いを受けることができる。

3 報酬及び前項の費用に関し必要な事項は総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(設置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長・副会長及び常務理事の選任及び解職

(4) 理事会運営規則の制定及び改廃

(種類及び招集)

第34条 理事会は通常理事会・臨時理事会の2種類とし、この定款及び本会諸規定に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める公益社団法人香川県教育会理事会運営規則による。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 この法人に、事業推進上必要あるときは、理事会はその議決により専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会の運営の規則は理事会において定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次のとおりとする。

(1) この法人が公益認定を受けた日の財産目録記載の財産

(2) 会費

(3) 資産から生ずる果実

(4) 寄付金品

(5) その他の収入

(資産の種別)

第41条 この法人の資産を分けて、固定資産及び流動資産の2種とする。

2 流動資産は、固定資産以外の資産で構成する。

3 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

(基本財産)

第42条 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産で、理事会及び総会で定めたものとする。

2 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

3 公益認定を受けた日以降に基本財産として指定のあった寄付金及びその他の財産で、理事会及び総会において基本財産に繰り入れることを決議した財産は基本財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第43条 この法人の事業遂行に要する費用は、流動資産をもって支弁する。

(財産の管理・運用)

第44条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の議決による公益社団法人香川県教育会財産管理運用規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が事業報告及び計算書類ならびにこれらの付属明細書(以下「計算書類」という)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時総会において、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の計算書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供する。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(4) 定款

(5) 代議員名簿

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

(合併等)

第50条 この法人は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額がおおるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で聞かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める公益社団法人香川県教育会情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、理事会の議決により別に定める公益社団法人香川県教育会個人情報の取り扱い要領に基づくものとする。

第12章 事務局

(設置)

第57条 この法人の事務を整理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 定款

(2) 代議員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) 役員報酬等規則

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧・管理については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める公益社団法人香川県教育会情報公開規則によるものとする。

付則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、松平頼武とする。

3 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

5 この定款は、平成27年5月27日から施行する。